

農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について（昭和45年4月30日付け45農地B第953号）の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>1～8 （略）</p> <p>9 要領7の(2)の「農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合」とは、<u>農地中間管理機構が有する農用地利用に係る権利の集積・集約化、農用地利用の再配分機能等が十分に活用されると見込まれる場合をいう。</u></p>	<p>1～8 （略）</p> <p>9 要領7の(2)の「農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合」とは、<u>農地保有合理化法人が有する農用地利用に係る権利の集積・保有・再配分機能等公的機関としての機能、利点等が十分に活用されると見込まれる場合であって、あっせんに係る農用地等について次に掲げる条件を備える場合等である。</u> <u>(1) 一定の区域で農用地等の面的集積、集団化を図るために総合的な権利関係の調整等を必要とする場合</u> <u>(2) 農業農村整備事業、経営体育成支援事業、農用地開発事業等が実施される見込みのある又は現に実施されている場合</u> <u>(3) 農用地等の所有者が緊急にその処分を必要とする場合</u></p>
<p>10～23 （略）</p> <p>(別紙様式例1)～(別紙様式例6) (略)</p>	<p>10～23 （略）</p> <p>(別紙様式例1)～(別紙様式例6) (略)</p>

附 則（平成26年3月31日付け25経営第3953号）

この通知は、平成26年3月31日から施行する。